

# 愛知県麻しん・風しん患者調査事業実施要領

## 1 背景

麻しんは非常に感染力の強い疾病で、一部は脳炎あるいは肺炎の発症や死亡など重篤な経過をたどる。我が国においては、平成19年に10代及び20代を中心とした年齢層で麻しんが大流行し、国は麻しん対策を強化するため、同年「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成28年2月3日一部改正、平成28年4月1日適用）を策定し、予防接種対象者を拡大するなどの施策を推進した。その結果、平成27年3月27日には「麻しんに関する特定感染症予防指針」の目標であった世界保健機関（WHO）による麻しん排除が認定された。しかしながら、海外からの輸入感染例の発生はいまだ報告されており、今後も麻しんの排除状態を維持するため、引き続き積極的な対応が求められている。

また、風しんは一般的に症状は軽症で予後良好であるが、妊娠20週頃までの妊婦が感染すると、白内障、先天性心疾患、難聴等を特徴とする先天性風しん症候群の児が生まれる可能性がある。我が国においては、平成24年から平成25年に、20代から40代の成人男性等の間で、大都市を中心として流行したこと等から、国は風しん対策を強化するため、平成26年に「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成29年12月21日一部改正、平成30年1月1日適用）を策定した。予防接種をはじめとした施策を推進している。

## 2 目的

愛知県内の全ての麻しん症例及び風しん症例を迅速に把握することで、適切かつ有効な感染拡大防止対策の実施に資するとともに、麻しんについては排除状態を維持し、風しんについては早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目的とする。

## 3 実施機関等

この事業は、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人名古屋市医師会、愛知県小児科医会、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が実施する。

## 4 実施方法等

### (1) 対象医療機関

愛知県内の全医療機関

### (2) 患者発生の報告等

患者を診断した医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、直ちに届出を行うことになっており、発生届を最寄りの保健所へ届出するとともに、別紙様式により速やかに報告する。さらに、臨床診断例については、医療機関は、届出後であっても、血清抗体価を測定し、原則として全例について、愛知県衛生研究所又は名古屋市衛生研究所でのウイルス遺伝子検査の実施のための検体を保健所へ提出する。

保健所は、臨床症状とこれらの検査（医療機関における血清抗体価測定及び(6)ウイ

ルス遺伝子検査等)結果から、(i)麻疹又は風しんと診断された場合、麻疹又は風しん(検査診断例)への届出の変更について、(ii)麻疹又は風しんではないと判断された場合、届出の取り下げについて医療機関に求めることとし、医療機関はこの求めに協力する。

届出等を受けた保健所は、愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するとともに、発生届及び別紙様式を速やかに愛知県感染症情報センター(愛知県衛生研究所)にファクシミリで報告する。(名古屋市内の保健所にあつては、名古屋市を通じて報告する。)

なお、その後行政機関が行う関係施設への疫学調査等に際して患者又はその保護者の協力が必要となる場合も想定されることから、保健所は、患者又はその保護者の同意を得た上で報告を行う。(様式は愛知県衛生研究所のウェブページからダウンロード可能とするが、電子メールによる報告は不可とする。)

### (3) 報告内容の還元等

#### ア 関係機関への情報還元

愛知県感染症情報センターは、患者発生の報告を受けたときは、速やかに情報を整理し、随時、実施機関等に情報の還元を行う。

ただし、患者発生がない場合にあつても、各月1回、同所のウェブページ上に定期的に情報の還元を行う。

#### イ 情報の公表等

愛知県感染症情報センターは、実施機関等への情報還元に合わせて、ウェブページに患者の発生状況等を掲載し、広く公表する。

また、この事業により得られた情報は、必要に応じて、各自治体がマスメディアへの情報提供を行うなどして、広く県民に提供する。

### (4) 疫学調査

情報を受けた行政機関は、感染拡大を防止するため、発生状況等の調査を報告医療機関及び地区医師会等の協力を得て行う。

なお、具体的な調査にあつては、各行政機関で別に定める調査票等により実施し、必要に応じて国立感染症研究所が作成する「麻疹発生時対応ガイドライン」又は「自治体における風しん発生時対応ガイドライン」を参考とすること。

### (5) 評価等

事業実施結果については、愛知県感染症発生動向調査企画委員会において、解析及び評価を行い、愛知県は実施機関等にその結果を通知する。

また、実施機関等は必要に応じて、別に評価等を行うとともに必要な対策を実施する。

### (6) ウイルス遺伝子検査等

ア 医療機関から検体が提出された場合は、愛知県衛生研究所又は名古屋市衛生研究所(名古屋市内の医療機関から検体が提出された場合に限る。以下同じ。)においてウイルス遺伝子検査を行う。この場合、検体の送付等については、当該自治体が行うことを原則とするが、必要に応じて医療機関の協力を得る。

なお、検体は可能な限り、咽頭拭い液、血液及び尿とし、血液は、全血をEDTA加容器に2.0mL、尿は、10~20mLとする。発症直後の血清が入手可能な場合は、

上記検体とともにウイルス遺伝子検査に供する。

また、ウイルス遺伝子検査が陽性の場合には、必要に応じて、さらに愛知県衛生研究所又は名古屋市衛生研究所においてウイルス分離を行う。

イ ウイルス遺伝子検査に加えて、医療機関の所在地を管轄する自治体が特に必要と認めた場合は、愛知県衛生研究所において、ペア血清による I g G 抗体価の上昇を確認するための検査を行う。その検体は、血清（又は血漿、以下同じ）1.0mL 以上（1.5mL 以上が望ましい。）又は全血 2.5mL 以上とするが、乳幼児（未就学児）の血清については量を問わない。

ウ 保健所は、ウイルス遺伝子検査等の結果を医療機関に連絡する。結果を受けた医療機関は、前述（2）患者発生の報告等に従って対応する。

#### (7) まん延防止策の実施

ウイルス遺伝子検査の結果陽性と判明した場合、保健所は、患者に対して周囲への感染力がある感染可能期間、不要な外出を避ける等の指導を行う。

疫学調査で判明した接触者に対して、保健所は原則として日常生活の制限はないが、患者との接触後、患者様症状が出現した場合は、不要な外出は避けるとともに、速やかに医療機関を受診するよう指導を行う。その場合、接触者に事前に電話にて医療機関へ感染の疑いがあることを申告するとともに、マスク着用の上、受診するよう指導を行う。また、医療機関へは院内感染を防ぐため、一般患者や免疫を持たない職員との接触を防止するよう注意喚起を行う。

なお、接触者に免疫を有しない者がいた場合には、必要に応じてワクチン接種を推奨する。その場合、接種不適合者（免疫不全者・妊婦等）に接種することがないように十分に配慮する。

## 5 その他

### (1) 庶務

この事業の庶務は、公益社団法人愛知県医師会事務局及び愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課が行う。

### (2) 要領の改正等

本要領の改正など重要な事項の決定等にあたっては、予め各実施機関等の了承を得なければならない。

#### 附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年12月28日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成27年12月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年1月22日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

別紙様式

## 調 査 票

◎お願い: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づく「麻しん発生届」又は「風しん発生届」とともに、最寄りの保健所へ報告をお願いします。

報告内容について保健所から問い合わせ等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。また、報告内容が愛知県及び関係自治体等に情報提供されることについて、患者又はその保護者に説明し同意を得た上で報告をお願いします。

### 麻しん・風しん患者調査報告書

報告年月日	平成 年 月 日	
医療機関名称、所在地 電話番号	(電話 - - )	
記入者氏名		
患者番号等	御報告内容について問い合わせさせていただく場合がありますので、貴院で識別していただけるカルテ番号等を記入ください	
患者の通 園・通学・ 通勤先	施設種類	幼稚園・保育園 小・中学校 高校 大学 職場 その他
	所在地等	市区町村名 ( ) 施設名 ( )
	最終出席/ 勤務日	年 月 日
その他 (参考事項)	妊娠の有無 (有・無)	